

# 令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	40	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>①水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設のうち、地方税法施行規則附則第6条第13項で定める油水分離装置等</p> <p>②水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設又は同条第3項の指定地域特定施設を設置する工場又は事業場のし尿浄化槽のうち、地方税法施行規則附則第6条第13項で定める沈澱又は浮上装置等</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>対象施設を新設する場合、当該施設に係る固定資産税の課税標準額を次の割合とする特例措置を2年間延長する。</p> <p>(イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/2</p> <p>(ロ) その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第15条第2項第1号</p> <p>同法施行令附則第11条第5項</p> <p>同法施行規則附則第6条第13項</p>		
減収見込額	[初年度]	— ( ▲108.2 )	[平年度] — ( ▲108.9 )
	[改正増減収額]	—	(単位：百万円)
要望理由	<p>1) 政策目的</p> <p>① 船舶廃油処理施設については、廃油処理事業者による整備・維持を促進することで、効率的かつ確実な海洋環境の保全及び公害の防止（条約遵守及び法目的達成）を図る。</p> <p>また、自動車整備業は事業の性質上、汚水や廃油を生じるため、水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の汚濁を防止するための廃油処理装置等を設置する等の手段を講じているが、廃油処理装置等の設置事業者を支援することで、公共用水域の水質保全を図る。</p> <p>② し尿浄化槽は、各事業場等から発生する汚水を処理し、公共用水域の水質保全を図るために設けられるものであり、こうしたし尿浄化槽の整備の促進を通じて、公共用水域の水質保全を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 船舶廃油処理施設は、「MARPOL 条約」及び「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」において、海洋汚染防止の一環として船舶からの油等の排出が禁止されていることに対応して、船舶において生じた廃油を受入処理するため必要不可欠な施設である。</p> <p>我が国の廃油処理の大部分は民間事業者が担っているのが現状であり、また廃油処理事業者に対しては、法律に基づき、差別的取扱いの禁止（原則として廃油処理を引き受けなければならないこと等）等が課せられているなど、その役割において高い公益性・公共性を有している。</p> <p>しかし、廃油処理事業者の大半は経営基盤の脆弱な中小企業であり、廃油処理施設の適切な維持のための経済的負担が大きい。また、仮に民間事業者により整備されなかった場合、国が港湾管理者に対して整備を行うよう勧告することとなるが、これは港湾管理者たる地方公共団体の財政負担が必要となるものである。したがって、国際約束の履行、船舶運航の確保、海洋汚染及び公共用水域の水質汚濁の防止を図るためには、本特例措置により、民間事業者による船舶廃油処理施設の整備・維持を促進することが必要である。</p>		

	<p>また、自動車整備業では公共用水域の汚濁を防止するため、事業者に対して廃油処理装置等の設置を指導し、公害防止を図っているが、当該装置そのものは収益性の低い装置であるため、廃油処理装置等の設置を促進するためには、本特例措置が必要である。</p> <p>② 公共用水域の水質保全の必要性が高まる中、さらなる水質基準の強化が社会的に求められているところ。水質汚濁防止法においては、一定規模以上のし尿浄化槽について通常の排水基準よりも厳しい水質基準が課せられることになっているが、平成 13 年 7 月の水質汚濁防止法の規制対象物質に硝酸性窒素等の新たな物質が追加、さらに平成 18 年 12 月にも上記排水規制項目のひとつである亜鉛含有量の水質基準が強化されたこと等により、今後も新たなし尿浄化槽の整備を行う必要のある事業者が引き続き増加することが予想される。</p> <p>また、環境基本法第 22 条で、国は環境負荷活動を行う者に経済的な助成措置を講ずるよう努めることとされており、国の責務として本特例措置を延長することが必要である。</p> <p>更に、し尿浄化槽の設置には多額の費用を要するため、設置する事業者にとって相当の経済的負担となるとともに、その施設そのものは収益性の低い施設であるため、し尿浄化槽の設置を促進し、前述の政策目的を達成するためには、法令による規制の他、本特例措置の延長により、し尿浄化槽への投資を行うように誘導させることが必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○MARPOL 条約附属書 I 第 3 章 C 部第 15 規則 油の排出規制、第 6 章第 38 規則 A 特別海域外の受入施設</p> <p>○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 36 条、第 44 条</p> <p>○水質汚濁防止法第 25 条</p> <p>○社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日閣議決定）</p> <p>第 3 章 計画期間における重点目標、事業の概要</p> <p>第 2 節 個別の重点目標及び事業の概要について</p> <p>6. 重点目標 6：インフラ分野の脱炭素化・インフラ空間の多面的な利活用による生活の質の向上</p> <p>&lt;現状と課題&gt;</p> <p>また、水循環・生態系分野においては、都市部への人口集中や気候変動等により、渇水、生態系への影響等の問題が顕著となっており、健全な水循環の維持、回復及び藻場・干潟等のブルーカーボン生態系の造成・保全・再生に向けた取組が必要である。また、感染症対策を含めた公衆衛生の観点からも、汚水処理体制の確保が必要である。</p> <p>【6-1：グリーン社会の実現】</p> <p>社会資本整備分野における脱炭素化を加速するとともに、気候危機に対する気候変動適応策の推進、「新しい生活様式」に対応したゆとりある豊かな暮らし方や防災力の向上及び生物多様性の確保等に資するグリーンインフラの推進、健全な水循環の維持等のための汚水処理施設整備の促進、藻場・干潟等の生態系の造成・保全・再生、木造建築物の普及促進など、2050 年カーボンニュートラルを含むグリーン社会の実現に向けた取組を推進する。また、今後策定・改定されるグリーン社会に関連する政府の計画等も踏まえ、グリーン社会の実現に向けた取組をさらに進めていく。</p>
	政策の達成目標	海洋汚染の防止や公共用水域の水質汚濁を防止し、公共用水域の水質の保全及び公害の防止を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間（令和 4 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）
	同上の期間中の達成目標	海洋汚染の防止や公共用水域の水質汚濁防止のため、廃油処理施設やし尿処理施設等の整備及び維持を一層促進することにより、公共用水域の水質の保全及び公害の防止を図る。
政策目標の達成状況	廃油処理施設やし尿処理施設等の整備は、海洋汚染防止や公共用水域の水質汚濁防止に寄与しており、今後も引き続き公害を未然に防止する必要がある。	
有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込件数：約 231 件 適用事業者の範囲：約 9.2 万事業者
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>①廃油処理事業の申請・許可等事業者の大半が経営基盤の脆弱な中小企業で占められる中、本特例措置により民間事業者の経済的負担を軽減することで、民間事業者による廃油処理施設の整備・維持が促進されるため、海洋汚染防止や公共用水域の水質汚濁防止の効果は高いといえる。</p> <p>②公共用水域の水質汚濁は生活排水由来の汚濁による影響も大きいことから、生活排水対策も重要であり、本特例措置は生活排水の排出者がその排水水質を改善するのに直接影響を与えるものであることから、効果は高いといえる。</p>

相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	-
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	-
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	-
	要望の措置の 妥当性	<p>①廃油処理事業者は、船舶廃油処理施設について、技術上の基準に適合するように維持することを法律で義務付けられているが、本特例措置により新設される同施設に対する固定資産税を軽減することで、同施設の維持に係るランニングコストの低減に資し、長期間にわたる廃油処理能力の維持が可能となる。したがって、本特例措置は、補助金等による一度のみの補助と比べ、確実かつ効率的な海洋環境の保全及び公害の防止を図るために妥当な措置である。自動車整備業者についても、廃油処理装置等は非収益投資である一方で、事業者は厳しい経済情勢と価格競争の中で事業活動をおこなっていることから、公共用水域の水質汚濁防止の取組みをより加速するインセンティブが必要となる。自動車整備業者は全国に相当数存在することから、税制上の特例措置によることが適当である。</p> <p>②し尿浄化槽は非収益投資である一方で、外部経済性を有し、また、事業者は厳しい経済情勢と価格競争の中で事業活動をおこなっていることから、公害防止の取組みをより加速するインセンティブが必要となる。他方、し尿浄化槽は全国に相当数あり、この措置として個々の資産取得者を個別に捕捉し、予算上補助していくことは行政の効率性の観点から非効率的であることから、税制上の特例措置によることが妥当である。</p> <p>また、対象となるし尿浄化槽は法律で位置づけられたものに限定されており、必要最小限の対象に限定している。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成28年度：281台（うちし尿浄化槽関係51基）  平成29年度：256台（うちし尿浄化槽関係62基）  平成30年度：238台（うちし尿浄化槽関係52基）  令和元年度：238台（うちし尿浄化槽関係57基）  令和2年度：177台（うちし尿浄化槽関係未定）</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置  ①適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格）  ②適用総額（千円）：平成29年度 427,916,296の内数  平成30年度 409,730,041の内数  令和元年度 401,789,160の内数</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>水質分野の環境基準について、海域におけるBOD、COD等の環境基準達成率は昭和49年に70.7%であったものが、令和元年度には80.5%となっており、海域における全窒素及び全燐の環境基準達成率については、平成7年度は22.2%だったものが令和元年度には91.4%となる等、海域における水質環境の改善が行われてきた。  また、廃油のリサイクル率について、平成10年度に27%であったものが、平成30年度には40%と向上している。  申請・許可等事業者の大半が経営基盤の脆弱な中小企業で占められる中、本特例措置があることにより、事業者の負担が軽減され、船舶廃油処理施設等の整備・維持が促進されており、海洋汚染防止や公共用水域の水質汚濁防止に寄与している。  また、公共用水域の水質汚濁は生活排水由来の汚濁による影響も大きく、生活排水対策等も重要であり、本特例措置は生活排水の排出者がその排水水質を改善するのに直接影響を与えるものであることから、効果は高いといえる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>海洋汚染の防止や公共用水域の水質汚濁防止のため、廃油処理施設やし尿処理施設等の整備及び維持を一層促進することにより、公共用水域の水質の保全及び公害の防止を図る。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>水質分野の環境基準について、海域におけるBOD、COD等の環境基準達成率は昭和49年に70.7%であったものが、令和元年度には80.5%となっており、海域における全窒素及び全燐の環境基準達成率については、平成7年度は22.2%だったものが令和元年度には91.4%となる等、海域における水質環境の改善が行われてきた。  また、廃油のリサイクル率について、平成10年度に27%であったものが、平成30年度には40%と向上している。  申請・許可等事業者の大半が経営基盤の脆弱な中小企業で占められる中、本特例措置があることにより、事業者の負担が軽減され、船舶廃油処理施設等の整備・維持が促進されており、海洋汚染防止や公共用水域の水質汚濁防止に寄与している。また、し尿処理施設についても、公共用水域の水質保全に寄与している。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和51年度の時限措置化以降概ね2年毎の延長  （昭和54、56、58、60、61、63、平成2、4、6、8、10、12、14、16、18、20、22、24、26、28、30、令和2年度）  平成4年度（優良更新：非課税→1/2）  平成8年度（新規施設：非課税→1/6）  平成14年度（優良更新：1/2→2/3）  平成22年度（新規施設：1/6→1/3 優良更新：2/3→なし）  平成26年度（新規施設：大臣配分又は知事配分資産 1/3、その他の資産1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）</p>

<p>平成 30 年度（新規施設：大臣配分又は知事配分資産 1/2、その他の資産 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）、（バーク処理施設が対象施設から除外。） 令和 2 年度（脱有機酸装置及び脱フェノール装置が対象施設から除外。）</p>
--